

交野市人事評価制度運用支援業務仕様書

1 業 務 名

交野市人事評価制度運用支援業務

2 業務の目的

平成28年度より地方公務員への人事評価制度の実施が法制化され、非正規職員を含めた全地方公務員に対する人事評価制度の運用とその活用（任用、給与、分限）が義務付けられ、地方自治体においては、公正な人事評価を実施し、その評価結果に基づいた処遇への反映、活用を進めていくことが必須となった。

本市の人事評価制度は、評価者や部署によって目標の達成度評価にばらつきがあり、また評価点が年々高得点化するインフレ化が問題となっている。制度のプロセスにおいても、複数の面談機会を要する等、評価者及び被評価者にとって時間的・精神的負担となっている問題もある。

また、多方で、部下及び後輩からの評価等、新しい制度枠組みの構築も課題となっている。本委託業務は、これら本市が抱える問題を見直し、本市人事評価制度の適正な運用を図ることを目的とする。

3 業務の期間

契約締結日から2027年3月31日まで

4 業務の内容

（1）人事評価制度の確認及び見直し

現在運用している人事評価制度について、その運用方法の改善点を洗い出し、法律に即した評価結果の活用が行えるよう、制度の見直し等に係る検討を行う。

制度の見直し等については、事務局との現地打合せに加え、メール・電話等の中で行うこととする。

- ・ 打合せの実施（対面2回、オンライン2回 状況に応じて変更有）
- ・ 要領及び評価シートの見直し、各種資料の提供等
- ・ 部下及び後輩からの評価の導入を検証
- ・ 部局ごとの持ち点制評価の導入を検証

（2）制度説明会の実施

見直した人事評価制度について全職員に周知するための説明会（2日間）を実施する。

※全職員想定、時間、コマ数等の詳細は事務局と調整の上決定する。

(3) 庁内検討委員会及び連絡調整会議等の運営支援（現地参加２回～３回）

人事評価の公平性・客観性を高めるため、庁内検討委員会及び連絡調整会議に実地に参加し、会議運営についての技術的助言その他の運営支援を行うこと。

(4) その他独自提案

上記記載事項以外で本市の人事評価制度の運営に資する提案があれば行うこと。

5 成 果 品

関連資料電子データ一式（CD-R）

6 そ の 他

(1) 本業務を進めるにあたって、個人情報及びプライバシーの保護が必要であることから、受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）を遵守するとともに、「プライバシーマーク」認証を受け、更新を行っていること。

(2) 仕様書に記載されていない業務が発生した場合は、双方で協議し、対応の可否を含めて別途決定するものとする。

(3) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。